

○ 愛知県都市職員共済組合電子計算機処理データ保護管理規程

(平成4年4月16日)
(平成4年規程第5号)

改正 平成14年12月2日規程第6号
平成16年12月20日規程第3号
令和元年6月28日規程第1号

目次

- 第1章 総則 (第1条～第3条)
- 第2章 電子計算装置の管理 (第4条)
- 第3章 電子計算処理 (第5条・第6条)
- 第4章 データ及び記憶媒体等の管理 (第7条～第11条)
- 第5章 個人情報等の保護及びデータの提供 (第12条～第15条)
- 第6章 委託 (第16条)
- 第7章 雑則 (第17条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、愛知県都市職員共済組合（以下「組合」という。）の業務の機械化に伴う電子計算装置の適正な運用及び個人情報等の保護に関し、必要な事項を定め、もって情報処理の適正な運用及びデータの滅失、漏洩等の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 記憶媒体 磁気ディスク、磁気テープ、フロッピィディスク等データを記録する媒体をいう。
- (2) 磁気記録 記憶媒体に記録されているデータ及び集合体をいう。
- (3) ドキュメント システム設計書、プログラム仕様書、その他電子計算処理をするための取扱い要領等をいう。
- (4) 個人情報等 磁気記録に記録される組合員及び年金受給権者に関する情報で、個人を特定することができるものをいう。

(運営の基本)

第3条 組合は、電子計算処理の運営に際して、組合の業務の効率的処理を図るとともに、組合員及び年金受給権者の基本的人権を尊重し、個人情報等が十分に保護されるよう努めなければならない。

第2章 電子計算装置の管理

(電子計算処理の管理)

第4条 電子計算処理管理者（以下「管理者」という。）は、事務局長とする。

- 2 個人情報等を的確に管理するため、各業務を処理する担当課長を個人情報等保護管理者とする。
- 3 個人情報等保護管理者は、管理者を補佐し、管理者が出張、休暇等により不在の場合、又は管理者の指示を受けた場合、その職務の全部又は一部を代行するものとする。

（令元規程1・一部改正）

第3章 電子計算処理

（処理の範囲）

第5条 電子計算装置による処理は、組合の業務に必要な範囲とする。

第6条 組合は、次の各号に掲げる場合を除き、電子計算処理を行ってはならない。

- (1) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく業務を行うとき。
- (2) 社会保険庁から地方公務員共済組合連合会を経由して提供された基礎年金に係る個人情報に基づき行う組合の基礎年金の支払代行業務又は相談業務を行うとき。
- (3) 社会保険庁から地方公務員共済組合連合会を経由して提供された基礎年金番号及び基礎年金番号に関する情報並びに厚生年金保険の被保険者である間の年金の支給停止の基礎となる情報等に基づく業務を行うとき。
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき行う介護保険料特別徴収事務に関する情報に基づく業務を行うとき。
- (5) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき行う年金である給付の支給事務に関する情報に基づく業務を行うとき。
- (6) 愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第9号）等に基づく給与計算業務を行うとき。
- (7) 前6号の処理を行うために電子計算装置の調整又は準備を行うとき。
- (8) 前7号に掲げるもののほか、管理者が特に認めたとき。

- 2 前項第1号から第6号までに規定する処理事項は、理事長が細則をもって別に定める。

（平14規程6、平16規程3・一部改正）

第4章 データ及び記憶媒体等の管理

（記憶媒体及び入出力帳票の管理）

第7条 記憶媒体及び入出力帳票は、滅失等を生じないよう所定の場所に保管し、適切に管理しなければならない。

- 2 記憶媒体及び入出力帳票を廃棄する場合には、焼却その他確実な措置を講じなければならない。

第8条 記憶媒体を外部に持ち出す場合には、管理者の許可を得なければならない。

- 2 記憶媒体は、みだりに複製してはならない。又、複製する場合には管理者の許可を得なければならない。
- 3 記憶媒体のデータの複製及び消去、磁気ファイルの廃棄、クリーニング等に当た

っては、データの滅失及び内容が第三者に漏洩することのないよう十分注意しなければならない。

(磁気記録の管理)

第9条 管理者は、磁気記録について消去等をする場合には、内容が第三者に漏洩することのないよう適切に管理しなければならない。

(ドキュメントの管理)

第10条 電子計算処理のドキュメントは、管理者が管理するものとし、原則として所定の場所に保管するものとする。

2 ドキュメントを複製し、又は外部に持ち出す場合には、管理者の許可を得なければならない。

(事故発生時の対策)

第11条 管理者は、事故発生時の対策について職員に徹底しなければならない。

2 管理者は、事故が発生した場合には、速やかに事故の経緯、被害状況等を調査し、復旧のための措置を講ずるものとする。

第5章 個人情報等の保護及びデータの提供

(平14規程6・一部改正)

(個人情報等の記録の制限)

第12条 電子計算装置に記録する個人情報等は、組合の業務の目的を達成するために、必要かつ最小限のものでなければならない。

2 電子計算装置に係る個人情報等は、組合の業務を処理するため以外に利用してはならない。

(個人情報等の外部への提供制限)

第13条 電子計算装置に記録されている個人情報等は、次の各号に定める場合を除き、これを外部に提供してはならない。

(1) 法令に定めがあるとき。

(2) 組合員等の福祉の増進その他公益のために必要があり、かつ、組合員等の基本的人権を侵害するおそれがないと認められるとき。

(平14規程6、・追加)

(個人情報等の開示、訂正及び削除請求)

第14条 管理者は、電子計算装置に記録されている個人から、自己に関する記録内容について開示の請求があったときは、当該申請に係る記録内容を開示しなければならない。ただし、傷病名に係る記録内容は、この限りでない。

2 電子計算装置に自己に関する個人情報等が記録されている個人は、当該個人情報等に誤りがあると認められるときは、管理者に対し、当該個人情報等の訂正又は削除を請求することができる。

3 管理者は、前項に規定する請求があったときは、速やかにその内容を調査し、誤りがあると認めるときは、訂正又は削除しなければならない。

(平14規程6、旧第13条繰下・一部改正)

(秘密の保護)

第15条 電子計算装置により個人情報等を記録処理する業務に携わる者又は携わっていた者は、その業務に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(平14規程6、旧第14条繰下)

第6章 委託

(平14規程6・一部改正)

(委託)

第16条 データの処理を外部に委託する場合には、次の各号に掲げる事項を規定した委託契約書を締結しなければならない。

- (1) 契約の相手方に対する善良なる管理者の注意義務の遵守
- (2) 契約の相手方及び従業員に対する知り得た事項の漏洩の禁止
- (3) 承認外の再委託の禁止
- (4) 契約事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償請求

2 管理者は、前項の場合において、必要と認められる場合には、記録媒体の授受の手続、搬送の方法及びその経路、保管方法その他のデータの滅失等を防止するため必要な事項につき、契約の相手方と覚書を締結するものとする。

(平14規程6、旧第15条繰下)

第7章 雑則

(補則)

第17条 第6条第2項に規定する細則のほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公告の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年12月2日規程第6号)

この規程は、公告の日から施行する。

附 則 (平成16年12月20日規程第3号)

この規程は、公告の日から施行し、改正後の愛知県都市職員共済組合電子計算機処理データ保護管理規程は、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年6月28日規程第1号)

この規程は、公告の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。